

○浦添市契約規則

(契約保証金)

第6条 市と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託をうけた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されたとき。
 - (6) 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国又は他の公共団体と直接契約を締結するとき。
 - (8) 委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (9) 市長の認める保証人を立てたとき。
 - (10) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約をするとき。
 - (11) 契約の性質又は目的により、社会通念上契約保証金を納めさせることが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 契約保証金として有価証券等を提供するときは、記名したものについては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。
 - 3 契約保証金は、契約履行後返還するものとする。ただし、契約履行の進度によって保証金の全部を留保する必要がないと認めるときは、その半額以内を還付することができる。
 - 4 前項ただし書の規定によって、契約保証金を還付するのは、契約の履行が3分の2以上の程度に達したものと認められる場合に限る。